

福井県が実施する「先進技術活用による地域開発プロジェクト」企画・広報・運営業務委託に関する企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和6年2月19日

福井県知事 杉本 達治

1. 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務名

「先進技術活用による地域開発プロジェクト」企画・広報・運営業務

(2) 公示業務の内容

別紙募集要領による。

(3) 公示業務の履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 予算限度額

委託料 14,872千円

(消費税および地方消費税を含む。ただし、消費税率は10%とする。)

2. 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者とする。

共同事業体等、複数者から成る組織による参加も可能とする。ただし、当該共同事業体の構成員全員が下記（1）～（6）の条件すべてを満たすこと。

- （1）福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定に準じ、競争入札参加資格を有する者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に準じた者でないこと。
- （3）参加資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- （4）参加資格認定の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に準じた更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に準じた再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （5）福井県の全ての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- （6）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。または左記の要件を満たす複数の事業者で構成される事業体であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3. 募集要領等の公示・配布

(1) 配布期間

令和6年3月1日（金）まで 9時から17時の間（土日祝除く）

(2) 配布場所

下記「9. 問合せ先」に同じ

(3) 配布方法

- 未来戦略課で配布
- 未来戦略課のホームページに掲載

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/seiki/ppp/areadevelopment.html>

4. 参加資格認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、参加資格について次のとおり認定を受けること。

(1) 提出期限

令和6年3月1日（金）17時まで（必着）

(2) 提出書類

- 企画提案参加申込書（別添様式2）

複数事業者が共同で参画する場合、代表とする者を決め、その者が提出すること。

また、代表する者が全ての者に参加資格があることを誓約すること。

(3) 提出方法

持参または郵送（配達証明）により提出

なお、持参の場合は平日9時から17時の間に限る。

(4) 提出場所

下記「9. 問合せ先」に同じ

(5) 参加資格の認定時期および通知方法

参加資格の認定結果は、令和6年3月8日（金）までに書面により申請者あて通知する。なお、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を書面により通知する。

5. 企画提案書の提出手続

参加資格の認定を受けた者は、以下のとおり企画提案書を提出すること。

また、参加資格認定後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。

(1) 提出期限

令和6年3月19日（火）12時（必着）

(2) 提出書類

企画提案書（別添様式1他）

※紙媒体で4部。

(3) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は配達記録の残る書留郵便等を利用すること）

併せて、電子メールでの送付も行うこと（送付先は9. 問い合わせ先に記載のアドレス）。

なお、持参の場合は平日9時から17時の間に限る。

(4) 提出場所

下記「9. 問合せ先」に同じ

(5) 留意事項

- 企画提案書は、委託業務の内容を踏まえた上で、提案の特徴を明確にするとともに業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。

- (実施内容の詳細については、契約後、県と協議の上、決定する。)
- 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
 - 提出された書類は、一切返却しない。
 - 提出された書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

6. 質問の受付および回答

企画提案および仕様書に関する質問を次の通り受付・回答する。なお、軽易な質問については、電話等で問い合わせることも可能とする。

(1) 受付期間

令和6年3月7日（木）17時（必着）まで

(2) 提出方法

質問票（別添様式5）により、電子メールで送信

(3) 提出場所

下記「9. 問合せ先」に同じ

(4) 回答方法

参加資格を有すると認められた者全員に、電子メールで

令和6年3月8日（金）以降順次回答を送信

7. 審査および受託候補者の選定等

提出された企画提案書の内容について、選定委員会において総合的に審査した上で、受託候補者を選定する。

【選定委員会（予定）】令和6年3月26日（火）

※時間、場所等の詳細について別途連絡する。

(1) 審査方法

選定委員会において提案者によるプレゼンテーションを実施し、以下の基準により審査を行う。評価点数の総合得点により、最も評価の高かった提案者を受託候補者に選定する。

- ① 事業の趣旨（企業等が行う革新的な技術・サービスの実証プロジェクトを誘致することで地域課題の解決を図り、地域活性化を促す）に合致する企画内容となっているか
- ② 事業目的の達成につながる効果が期待できる企画提案内容となっているか
(地域課題のブラッシュアップ、事業者へのアプローチ、社会実装に向けた伴走支援等)
- ③ 実現性の高い企画内容となっているか（スケジュール、実施体制 等）

(2) 選定の結果通知

選定結果は、提案者全員に書面により通知する。

なお、審査経過については公表しない。また、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(3) 通知期限

選定委員会の実施から1週間以内

8. 契約の締結

県は、受託候補者として選定された者と企画提案書の内容を元に業務履行に必要な具体的な協議を行った上で、随意契約による委託契約を締結する。なお、企画提案内容は、協議の上、変更する場合がある。

また、次の場合、県は審査結果において総合評価点が次に高い提案者と協議を行うこととする。

- ①受託候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき。
- ②財務状況の悪化等により業務の履行が確実でない恐れがあるとき。
- ③その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じたとき。

9. 問合せ先

〒910-8580

福井県未来創造部未来戦略課（担当：松田、齊藤、木内）

TEL：0776-20-0226

E-mail : mirai-senryaku@pref.fukui.lg.jp